

平成 2 9 年 1 1 月定例会

文教厚生委員会説明資料

保 健 福 祉 部

目 次

I 提 出 予 定 案 件	1
1 一般会計予算	1
(1) 債務負担行為	1
2 その他の議案等	2
(1) 条 例 案	2
(2) 指定管理者の指定について	4

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 債務負担行為

一般会計

(単位：千円)

課 名	事 項	期 間	限度額	左 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
地 域 福 祉 課	徳島県立総合福祉センターの管理運営協定	自 平成30年度 至 平成34年度	158,740			46,132	112,608
障 がい 福 祉 課	徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）の管理運営協定	自 平成30年度 至 平成34年度	653,551	86,705		10,416	556,430
	徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）の管理運営協定	自 平成30年度 至 平成34年度	254,000				254,000

2 その他 の 議 案 等

(1) 条 例 案

ア 国民健康保険法施行条例（国保制度改革課）

(ア) 制定の理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要がある。

(イ) 条例の概要

⑦ 趣旨

この条例は、国民健康保険法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとするものとした。

⑧ 徳島県国民健康保険運営協議会

a 法の規定に基づく協議会として、徳島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置くものとした。

b 協議会の委員の定数は、次のとおりとするものとした。

(a) 被保険者を代表する委員 3人

(b) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人

(c) 公益を代表する委員 3人

(d) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

⑨ 国民健康保険保険給付費等交付金

a 法の規定に基づき、県が市町村に対して交付する国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とするものとした。

b 普通交付金は、市町村による療養の給付に要する費用等を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付するものとした。

c 特別交付金は、国が交付する特別調整交付金の額等を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付するものとした。

⑩ 国民健康保険事業費納付金

a 県は、法の規定に基づき、年度ごとに各市町村から国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき納付金の額を算定し、当該市町村に対して通知するものとするものとした。

b 納付金の算定に当たり必要となる次の係数等を定めることとした。

- (a) 医療費指数反映係数
- (b) 年齢調整後医療費指数
- (c) 一般納付金所得係数
- (d) 一般納付金所得等割合
- (e) 一般納付金所得割指数
- (f) 一般納付金被保険者均等割指数
- (g) 後期高齢者支援金等納付金所得係数
- (h) 後期高齢者支援金等納付金所得等割合
- (i) 後期高齢者支援金等納付金所得割指数
- (j) 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数
- (k) 介護納付金納付金所得係数
- (l) 介護納付金納付金所得等割合
- (m) 介護納付金納付金所得割指数
- (n) 介護納付金納付金被保険者均等割指数

㊤ その他

その他所要の規定を設けることとした。

(ウ) 施行期日

平成30年4月1日（一部については、公布の日）

(2) 指定管理者の指定について

ア 徳島県立総合福祉センターの指定管理者の指定（地域福祉課）

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	住 所	法 人 名 等	
徳島県立総合福祉センター	徳島市西新浜町二丁目 3 番 7 8 号	社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団	自 平成30年4月 1日 至 平成35年3月31日

イ 徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）の指定管理者の指定（障がい福祉課）

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	住 所	法 人 名 等	
徳島県立障がい者交流プラザ （障がい者交流センター及び視 聴覚障がい者支援センター）	徳島市西新浜町二丁目 3 番 7 8 号	社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団	自 平成30年4月 1日 至 平成35年3月31日

ウ 徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）の指定管理者の指定（障がい福祉課）

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	住 所	法 人 名 等	
徳島県立障がい者交流プラザ （障がい者スポーツセンター）	徳島市一番町三丁目 1 6 番地の 3	岡田企画 株式会社	自 平成30年4月 1日 至 平成35年3月31日